

平成 23 年度 第 159 回 教育研究審議会議事要録

日時 平成 24 年 3 月 27 日 (火) 13:30~15:50
場所 北方キャンパス本館 E701 会議室
出席者 近藤学長、岡本副学長、梶原副学長、木原副学長、堀口事務局長、伊藤外国語学部長、吉田経済学部長、松尾文学部長、山本法学部長、伊野地域創生学群長、龍国際環境工学部長、漆原基盤教育センター長、横山社会システム研究科長、古賀都市政策研究所長、八百図書館長、田部井学生部長、二宮教務部長、柳井入試広報センター長、上江洲地域貢献室副室長、永津マネジメント研究科教授（王マネジメント研究科長代理）

- 配布資料**
- 1 特任教員及び特任研究員の選考について
 - 2-1 基盤教育センター長等の選考について
 - 2-2 辞任願
 - 3 平成 24 年度各種委員会等の構成
 - 4 教育目的の明確化に伴う大学院学則の改正について
 - 5-1 学士課程教育における三つの方針の策定について（案）
 - 5-2 北九州市立大学 学部学科等教育の方針（案）
 - 5-3 北九州市立大学 学位授与方針（学士課程）
 - 6 大学院担当教員資格要件審査規程（案）について
 - 7 図書館整備検討委員会最終報告
 - 8 平成 23 年度後期学友会交渉申し入れ書（回答案）
 - 9 国際教育交流センター規程の改正について
 - 10 平成 24 年度収支予算書総括表
 - 11 平成 23 年度北方キャンパス成績優秀者表彰について
 - 12 北九州市立大学大学院 学位授与方針（案）及び入学者受入れ方針（案）
 - 13 平成 23 年度「設置計画履行状況等調査」の結果について
 - 14 事務局職員の勤務時間の変更について
 - 15 北九州市立大学教員海外出張・研修報告書

第 1 号 特任教員等の選考について

* 資料 1 のとおり、国際環境工学部の特任教員 2 名と特任研究員 1 名の選考について提案。

- 3 名すべて再任であり、外部資金による雇用となる。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第 2 号 基盤教育センター長等の選考について

* 資料 2 のとおり、基盤教育センター長の選考について提案。

- 当該職について、漆原朗子基盤教育センター長から、平成 24 年 3 月 31 日付での辞任願が提出された。再度、漆原基盤教育センター教授を選考することとしたい。
- 学部長、基盤教育センター長は選挙を行い、得票数の上位 2 名を候補者とし、そのうちの 1 名を学長が選考することになっている。その手続きを踏んだ上で、辞任願を出した同一人物の選考となったのですが、3 月末で辞任する者を 4 月 1 日で任命するのは、わかりにくい人事である。
- 確かにわかりにくい選考となったが、基盤教育センターの選挙結果、また本人の再任の意思の確認等から、辞任理由が解消されたと判断したものである。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

＊ 資料2のとおり、社会システム研究科現代経済専攻長、文化・言語専攻長、東アジア専攻長の選考について提案。

- 当該職について、迎由理男現代経済専攻長、木下善貞文化・言語専攻長、八百啓介東アジア専攻長から、平成24年3月31日付での辞任願が提出された。
- これを受け後任者として、現代経済専攻長に白石和孝経済学部教授、文化・言語専攻長に鄧紅社会システム研究科教授、東アジア専攻長に久木尚志外国語学部教授を選考することとしたい。後任者の任期は、前任者の残任期間（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）となる。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

＊ 資料2のとおり、国際教育交流センター副センター長の選考について提案。

- 副専攻プログラムGlobal Education Programの開設に伴い円滑な運営を確保していくため、副センター長を置くものとし、ロジャー・ウィリアムソン外国語学部准教授を選考することとしたい。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第3号 各種委員会委員の選考について

＊ 資料3のとおり、各種委員会委員の選考について提案。

- 第156回教育研究審議会（平成24年2月14日開催）で各学部長等に依頼した各種委員会委員の推薦等に基づき、平成24年度の各種委員会委員の構成について提案する。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第4号 大学院学則の改正について

＊ 資料4のとおり、大学院学則の改正について提案。

- 中期計画及び平成23年度計画の「研究科の教育目的の明確化」について、大学院教育改善委員会で検討し、教育目的（案）がまとまったため、学則の一部改正を行いたい。
- 社会システム研究科博士前期課程の各専攻の目的に関して、文化・言語専攻以外の専攻は、文末が「高度な専門職業人の養成」となっている。統一してはどうか。
- 同研究科博士前期課程については、再編を控えているため、現行のままとしている。
- 「高度な」を追記するかについては、社会システム研究科長に委ねることとしたい。

【議長】一部追記の判断も含め提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第5号 学士課程教育における三つの方針の策定について

＊ 資料5-1～5-3のとおり、学士課程教育における三つの方針の策定について提案。

- 中期計画及び平成23年度計画の「学部等の学位授与方針、教育課程編成・実施方針及び入学者受入れ方針の策定」について、学部等教育改善委員会で検討し、学士課程教育における三つの方針（案）がまとまったため、提案するものである。
- 国際関係学科の教育課程編成・実施方針の単位数については、関係部局と協議中のため変更の可能性もある。
- 英米学科の学位授与方針では、第二外国語について「英語以外の外国語、とりわけアジアの言語に関して、基礎レベルのコミュニケーション能力を身につけている。」としている。中国語もしくは朝

鮮語の単位を修得しなければ、学位は授与できないとなるが、大丈夫なのか。

- 第二外国語のうち、できる限り中国語もしくは朝鮮語の単位を修得するよう履修指導していくことを考えている。

【議長】国際関係学科の件も含め提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第6号 大学院担当教員資格要件審査規程について

* 資料6のとおり、大学院担当教員資格要件審査規程について提案。

- 中期計画及び平成23年度計画の「研究科指導教員及び研究指導補助教員の資格要件の明確化」について、大学院教育改善委員会で検討し、本学の大学院担当教員資格要件審査規程（案）がまとまったため、提案するものである。
- 認証評価の点検項目でもあるが、これまで本学では規程として整備されていなかったものである。この規程に従い5月末を目途に各研究科で審査基準の内規を整備することになる。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第7号 新図書館の基本計画について

* 資料7のとおり、新図書館の基本計画について提案。

- 新図書館の基本構想・基本計画について、図書館整備検討委員会で検討し、最終報告（案）がまとまったため、提案するものである。
- 平成23年9月の中間報告の際、コンセプトの1つである地域貢献の観点から、地域共生教育センターを新図書館に入れてはとの提案があったが、蔵書スペースの確保等大学図書館としての必要最小限の機能に絞る方針から、新図書館には含まないこととした。なお、ラーニング・コモンズの機能は各部局に開かれたものとしていく。
- 新図書館は、6・7号館の跡地に整備するが、6・7号館の現在の機能をどうするのか、その対応策を示してもらいたい。
- 今後の課題と認識している。解体まで時間があるため、これから検討していく。
- プライバシーに配慮するため、リサーチカウンターは衝立で仕切るとしているが、死角ができる可能性もある。今のは一例だが、危機管理の視点について、基本設計の段階から考慮してもらいたい。
- 今年1月の教職課程の实地視察に関連して、図書館についても教職に関する集書の理念から問われる。旧図書館も含めてどういう機能を持たせるか、検討してもらいたい。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第8号 平成23年度後期学友会交渉申入書の回答について

* 資料7のとおり、平成23年度後期学友会交渉申入書の回答について提案。

- 第157回教育研究審議会にて提案した回答案に対し、各部局からの意見はなかったため、当初案どおりの回答としたい。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第9号 国際教育交流センター規程の改正について

* 資料9のとおり、国際教育交流センター規程の改正について提案。

- 副専攻プログラムGlobal Education Programの実施に伴い、国際教育交流センター内に置く所員、会議の役割の明確化及び各部局との情報共有化等を図るため、規程の一部改正を提案する。
- 第3条第1項第7号に「Global Education Program（以下「副専攻」という。）」とあるが、この表記では、副専攻がGlobal Education Programとなるのではないか。
- 現段階では、副専攻はGlobal Education Programだけであり、このような略称としている。
- 規程の改正内容について問題はないが、これまで副専攻についての説明がなされていない中、規程の中「副専攻」という言葉が使われてしまうと、既定のものになってしまう。
- 2月28日の教育研究審議会の際に、現行の国際教育交流センター規程では、国際教育交流センター会議と副専攻プログラム運営会議が互いに独立している関係が不明確なため、早急に規程を整備するよう意見を出した。今回の改正でも、入れ子型になっており、結局独立していないことになっている。
- 国際教育交流センターに副専攻プログラム運営会議を置くことの方針が示され、これに従い、今回の規程改正によって、センター内の所管事項を明確に区別した。
- 「副専攻」という十分に議論されていない言葉が出されるのはいかがなものか。
- 単にGlobal Education Programが長く、繰返しをさけるために「副専攻」としたものである。
- 必ずしも「副専攻」とする必要はない。頭文字を取って「G E P」としてもよいのではないか。通常省略する場合は、元の言葉を受けて省略するものである。
- 仮に環境教育プログラムの副専攻が出てきた際には、この規程を改正する必要があるのではないか。
- そのとおりである。
- 「副専攻G E P」とすれば、元の言葉を受けた省略が両立するのではないか。
- 今回の規程改正の目的は、平成24年1月1日付で改正した国際教育交流センター規程では不明確とされた、国際教育交流センター会議と副専攻プログラム運営会議の関係を、早い段階で整理することである。「副専攻」の略称はその時の改正でも使用しているものであり、今回もこのままとする。ただし今後必要があれば見直すこととする。
- 副専攻プログラム運営会議の構成員に「専任教員のうちセンター長が指名する者」とあるが、何故必要なのか。
- オープン科目センターを提案した際、専任教員がいないバーチャルな組織が単位を認定するのはいかがかとの意見があった。副専攻の単位を認定する以上、専任教員が必要だと判断したためである。
- 副専攻運営所員がいるのに、国際教育交流センターの専任所員まで入れる必要があるのか。
- 専任教員がいることが重要と考えたためである。
- その考え方であれば、副専攻プログラムを作る度に専任教員を付けることになり、これまでの議論と前提が違うではないか。
- 副専攻プログラムに専任教員を置くことは、まだ結論に至っていない。
- センター長、副センター長までは仕方ないにしても、専任まで入れた場合、国際教育交流センター会議と副専攻プログラム運営会議が同じ組織だという認識になってしまう。
- 第6条の2第2項第3号の「専任教員のうちセンター長が指名する者」は削除することとする。

【議長】第6条の2第2項第3号は削除のうえ、提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

報告

- ① 平成24年度予算について、資料10のとおり報告があった。
- ② 平成23年度成績優秀者表彰の結果について、資料11のとおり報告があった。
- ③ 大学院おける教育方針について、資料12のとおり報告があった。
- ④ 平成23年度設置計画履行状況等調査の結果について、資料13のとおり報告があった。
- ⑤ 事務局職員の勤務時間の変更について、資料14のとおり報告があった。
- ⑥ 教員の海外出張について、資料15のとおり報告があった。
- ⑦ 次回の審議会を4月10日（火）に開催する予定である旨、報告があった。